

(様式：幼稚園)

平成 年度施設型給付費等にかかる加算(調整)【適用申請・実績報告】書

第 平成 年 月 号日

市町村長 殿

法人名
理事長名

印

平成 年度において、下記のとおり【申請・報告】します。

総括表

平成 年 月初日現在

施設名	
所在地	
利用定員	名
利用こども数 (見込)	名

申請の有無	加算・調整項目	適用(開始)年月 又は適用年度	備考
基本加算部分			
1	処遇改善等加算		
2	副園長・教頭配置加算		
3	3歳児配置改善加算		
4	満3歳児対応加配加算		
5	チーム保育加配加算		
6	通園送迎加算		
7	給食実施加算		
8	外部監査費加算		
加減調整部分			
9	年齢別配置基準を下回る場合		
乗除調整部分			
10	定員を恒常的に超過する場合		
特定加算部分			
11	主幹教諭等専任加算		
12	子育て支援活動費加算		
13	療育支援加算		
14	事務職員配置加算		
15	指導充実加配加算		
16	事務負担対応加配加算		
17	処遇改善等加算		
18	冷暖房費加算		
19	施設関係者評価加算		
20	除雪費加算		
21	降灰除去費加算		
22	施設機能強化推進費加算		
23	小学校接続加算		
24	栄養管理加算		
25	第三者評価受審加算		

加算・調整項目のうち申請する項目について、「申請の有無」欄に○印を記載すること。

個票

1 処遇改善等加算

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年3月31日内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙様式1～4参照

2 副園長・教頭配置加算

加算要件 該当する適・否にレ印をすること （1～4の要件全てに該当する場合に加算）	1 学校教育法第27条に規定する副園長又は教頭の職務をつかさどっていること。学級担任など教育・保育への従事状況は問わない。	適	否
	2 学校教育法施行規則第23条において準用する第20条から第22条までに該当するものとして発令を受けていること。	適	否
	3 当該施設に常時勤務する者であること。	適	否
	4 【園長が専任でない施設の場合】幼稚園設置基準第5条第3項に規定する教員に該当しないこと。	適	否
添付書類	副園長又は教頭の氏名・年齢等を記載した教頭の履歴書等		

3 3歳児配置改善加算

4 満3歳児配置改善加算

5 チーム保育加配加算

添付書類	・常勤換算人数による配置教員数が分かる資料（参考様式参照） ・職員の配置状況が記載された職員体制図等
------	---

6 通園送迎加算

添付書類	通園送迎の実施状況等が分かる資料等
------	-------------------

送迎の実施方法（運転手を雇用して実施又は業務委託して実施等）は問わない。

7 給食実施加算

週当たり実施日数	修業期間中の平均的な月当たり実施日数 [] 日 ÷ 4 週 = 週当たり実施日数 [] 日 <small>（小数点第1位を四捨五入）</small>
----------	--

添付書類	給食の実施状況等が分かる資料等
------	-----------------

実施日は子ども全員に給食を提供できる体制をとっている日とする（保護者が弁当持参を希望するなどにより給食を利用しない子どもがいる場合も実施日に含む）。

給食の実施方法（業務委託、外部搬入等）は問わない。

8 外部監査費加算

添付書類	外部監査の実施状況等が分かる資料等 （監査実施契約が締結された時点で契約書等を提出）
------	---

外部監査の内容等は、幼稚園に係る私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第3項に規定する公認会計士又は監査法人の監査及びこれに準ずる公認会計士又は監査法人の監査と同等のもの。

9 年齢別配置基準を下回る場合

添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算人数による配置教員数が分かる資料（参考様式参照） ・職員の配置状況が記載された職員体制図等
------	---

10 定員を恒常的に超過する場合

平成 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	年平均在所率
月初日在籍子ども数														%
月初日利用定員														
平成 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	年平均在所率
月初日在籍子ども数														%
月初日利用定員														

11 主幹教諭等専任加算

主幹教諭等 ¹ の配置	適 否
代替教員の配置	適 否
事業の実施状況（実施している事業の番号に 印をすること。） （複数実施すること）	1 幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、市町村の単独事業・自主事業（私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。）等により行う預かり保育を含む。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。） 月初日現在利用園児数 名
	2 一般型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。） 月初日現在利用園児数 名
	3 満3歳児に対する教育・保育の提供（月の初日において満3歳児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。） 月初日現在利用園児数 名
	4 障害児（軽度障害児を含む。） ² に対する教育・保育の提供（月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。） 月初日現在利用園児数 名
添付書類	上記1～4の事業等の実施状況等が分かる資料

1 主幹教諭等とは、学校教育法第27条に規定する副園長、教頭、主幹教諭及び指導教諭をいう。
 2 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

12 子育て支援活動費加算

加算要件 該当する適・否に レ印をすること (1・2の要件に該 当する場合に加 算)	1 主幹教諭等専任加算(11)の対象施設であること。	適 否
	2 地域の子育て支援活動等に取り組んでいること。	適 否
添付書類	地域の子育て支援活動等の実施状況等が分かる資料	

13 療育支援加算

主幹教諭等専 任加算(11)の 対象施設	適 否	
主幹教諭等 補助者の配置	適 否	
受入障害児 数	特別児童扶養手当支給対象児童	月初日現在 名
	それ以外の対象子ども	月初日現在 名
添付書類	療育支援の取組が分かる資料	

市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

14 事務職員配置加算

利用定員が91人以上の施設が対象

添付書類	職員の配置状況が記載された職員体制図等
------	---------------------

15 指導充実加配加算

利用定員271人以上の施設が対象

添付書類	非常勤講師の配置が分かる資料等
------	-----------------

16 事務負担対応加配加算

利用定員271人以上の施設が対象

添付書類	非常勤事務職員の配置が分かる資料等
------	-------------------

17 処遇改善等加算

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平成27年3月31日内閣府政策統括官(共生社会政策担当)・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別紙様式5~7参照

18 冷暖房費加算

特段、添付書類は不要。

19 施設関係者評価加算

加算要件 該当する適・否にレ印をすること (1・2の要件に該当する場合に加算)	1 学校教育法施行規則第39条において準用する第67条の規定により保護者その他の幼稚園の関係者(幼稚園職員を除く。)による評価を実施	適 否
	2 評価の結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表	適 否
添付書類	施設関係者評価の実施状況等が分かる資料 (評価者の委嘱や会議の開催等が決定された時点で提出)	

評価の内容等は、「幼稚園における学校評価ガイドライン」(これに準じて自治体が作成したものを含む。)に準拠し、同規則第39条において準用する第66条の規定により行った自己評価等に関する情報提供、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施するものであること。

評価者の委嘱や会議の開催予定等により、当年度に評価や結果の公表(評価報告書の作成が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。)が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、事後に受審や結果の公表が行われていることが確認できる資料等を市町村に提出すること。

20 除雪費加算

特段、添付書類は不要。

21 降灰除去費加算

特段、添付書類は不要。

22 施設機能強化推進費加算

【事業実施計画（実績）及び支出予定（済）額】

事業内容			支出予定（済）額		
実施時期	内容	総事業費	科目	金額	積算内訳
		円	印刷製本費 旅費 光熱水費 消耗品費 賃委託金費	円	
		計		計	
事業の実施状況（実施している事業の番号に印をすること。） (複数実施すること)	1	幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、市町村の単独事業・自主事業（私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。）等により行う預かり保育を含む。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。） 月初日現在利用園児数 名			
	2	一般型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。） 月初日現在利用園児数 名			
	3	満3歳児に対する教育・保育の提供（4月から11月までの各月初日を平均して満3歳児が1人以上利用していること。） 月初日現在利用園児数 名			
	4	障害児（軽度障害児を含む。）に対する教育・保育の提供（4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。） 月初日現在利用園児数 名			

支出予定(済)額の科目欄には、記載の科目以外に該当するものがあれば、適宜記入すること。
市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

23 小学校接続加算

加算要件	1 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にしている。	適	否
該当する適・否にレ印をすること	2 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施している。	適	否
(1～3の要件全てに該当する場合に加算)	3 小学校との接続を見通した教育課程を編成していること。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。	適	否
添付書類	上記取組等の実施状況がわかる資料等		

24 栄養管理加算

年間を通じて栄養士を活用している場合に加算対象とする（年度途中で新たに開設した施設については、施設の開設以降、年間を通じて活用（期間が6ヶ月以上となること。）している場合に対象とする。）。

栄養士の配置	適	否
栄養士を活用した継続的指導	適	否
添付書類	嘱託契約（写）又は配置が確認できる書類等	

雇用形態を問わず、嘱託する場合や、栄養教諭、学校栄養職員又は調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。

25 第三者評価受審加算

第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。

加算要件	1 「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関（又は評価者）による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審。	適	否
該当する適・否にレ印をすること	2 第三者機関等による評価の受審結果をホームページ等により広く公表。	適	否
(1・2の要件に該当する場合に加算)			
添付書類	第三者評価の受審状況が分かる資料等（評価者の委嘱や会議の開催等が決定された時点で提出）		

評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表（評価機関からの評価結果の提示が翌年度になるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、事後に受審や結果の公表が行われていることが確認できる資料等を、市町村に提出すること。

(様式：保育所)

平成 年度施設型給付費等にかかる加算(調整)【適用申請・実績報告】書

第 平成 年 月 号
日

市町村長 殿

法人名
理事長名 印

平成 年度において、下記のとおり【申請・報告】します。

総括表

平成 年 月初日現在

施設名						
所在地						
利用定員	名	分園を設置する場合	本園	名	分園	名
利用子ども数 (見込)	名					

申請の有無	加算・調整項目	適用年月 又は適用年度	備考
基本加算部分			
1	処遇改善等加算		
2	所長設置加算		
3	3歳児配置改善加算		
4	休日保育加算		
5	夜間保育加算		
6	減価償却費加算		
7	賃借料加算		
8	チーム保育推進加算		
加減調整部分			
9	分園の場合		
10	常態的に土曜日に閉所する場合		
乗除調整部分			
11	定員を恒常的に超過する場合		

特定加算部分				
12		主任保育士専任加算		
13		療育支援加算		
14		事務職員雇上費加算		
15		処遇改善等加算		
16		冷暖房費加算		
17		除雪費加算		
18		降灰除去費加算		
19		入所児童処遇特別加算		
20		施設機能強化推進費加算		
21		小学校接続加算		
22		栄養管理加算		
23		第三者評価受審加算		

加算・調整項目のうち申請する項目について、「申請の有無」欄に○印を記載すること。

個票

1 処遇改善等加算

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年3月31日内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙様式1～4参照

2 所長設置加算

分園が設置されている場合、中心園に所長を設置し所長設置加算の適用を受けているときは、分園においても当該加算が適用されること。

加算要件 該当するに レ印をすること	従事経験等	児童福祉事業等の従事経験2年以上 ¹ 上記と同等以上の能力を有すると認められる者（公的機関等の実施する所長研修等を受講した者等）
	専従・非専従	専従 ² 非専従（兼務の状況） ³
	委託費からの 給与支出	有 無
所長就任年月日		
添付書類 ⁴	所長の履歴書等	

1 児童福祉事業等に従事した者の例示

児童福祉施設、幼稚園・小学校等における教諭、市町村長等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設等。

2 常時実際にその施設の運営管理の業務に専従していること。

3 2以上の施設若しくは他の事業と兼務し、所長として職務を行っていない者は欠員とみなして加算は適用しない。

4 平成27年3月31日以前に、保育所運営費における所長設置の保育単価の適用を受けており、所長の配置状況に変更がない保育所については、加算の認定を簡略化することができる。

3 3歳児配置改善加算

添付書類	・常勤換算人数による配置保育士の数が分かる資料（参考様式参照） ・職員の配置状況が記載された職員体制図等
------	---

4 休日保育加算

加算要件	1 休日等を含めて年間を通じて開所	適	否														
	2 児童福祉施設設備運営基準第33条第2項及び附則第94条から第97条、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令附則第2条の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置	適	否														
該当する適・否にレ印をすること	(適用開始現在)																
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td>利用子ども数 (見込)</td> <td>保育士の配置状況 (見込)</td> </tr> <tr> <td>乳児</td> <td>名</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>1.2歳児</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>4歳以上児</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>名</td> <td>名</td> </tr> </table>		利用子ども数 (見込)	保育士の配置状況 (見込)	乳児	名	/	1.2歳児	名	3歳児	名	4歳以上児	名	計	名	名	
	利用子ども数 (見込)	保育士の配置状況 (見込)															
乳児	名	/															
1.2歳児	名																
3歳児	名																
4歳以上児	名																
計	名	名															
	3 適宜、間食又は給食等を提供	適	否														
	4 対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子ども	適	否														

	(名)												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
前年度延べ利用子ども数 ^{1,2} (実績)													
当該年度延べ利用子ども数 ^{1,2} (見込)													

1 延べ利用子ども数は、1人の子どもが月4日利用した場合は4名と計算すること。

2 休日延べ利用子ども数には、休日等に当該休日保育対象施設を利用する休日保育対象施設以外の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもを含むこと。

添付書類	休日等における保育士の配置状況が記載された職員体制図等
------	-----------------------------

【実績報告書】

認定を受けた年間延べ利用子ども数 (見込) ¹	年間延べ利用子ども数 (実績) ²	年間実利用児童数 ³	うち平日は他の施設・事業所を利用する実利用児童数 ⁴	加算実施月数
人	人	人	人	月

1 認定を受けた年間延べ利用子ども数(見込)を記入すること。延べ利用子ども数は1人の子どもが年に30日利用した場合は30人と計算すること。

2 実際の年間延べ利用子ども数の実績を記入すること。

3 年度中に休日保育を利用した実利用子ども数を記入すること。毎週利用している子どもも、年に1度しか利用しない子どももそれぞれ1人と記入する。

4 3のうち、平日は他の施設・事業所を利用する子どもの数を記入すること。

5 夜間保育加算

夜間保育を実施する施設(「夜間保育所の設置認可等について(平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知)」により設置認可された施設。)に加算する。

6 減価償却費加算

加算要件 該当する適・否にレ印をすること (1～4の要件全てに該当する場合に加算)	1 保育所の用に供する建物が自己所有である。(施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上である。)	適	否	
	2 建物を整備又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生している。	適	否	
	3 建物の設備に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていない。	適	否	
	上記「3」に該当しなくても、右欄の要件全てに該当する改修等を行った場合は「3」に該当する。	施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過したものであり、老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合 当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていない 1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上である	適	否
	4 賃借料加算の対象となっていない。	適	否	
添付書類	建物を整備・改修又は取得する際の契約書類等(写)			

7 賃借料加算

加算要件 該当する適・否にレ印をすること (1～4の要件全てに該当する場合に加算)	1 保育所の用に供する建物が賃貸物件である。(施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上である。)	適	否
	2 保育所の用に供する建物に対する賃借料が発生している。	適	否
	3 賃借料の国庫補助を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていない。	適	否
	4 減価償却費加算の対象となっていない。	適	否
添付書類	賃貸契約書等(写)		

8 チーム保育推進加算

保育士数 ²	年齢別配置基準 ¹	休けい保育士	標準時間対応保育士 ^③	主任保育士代替保育士 ^④
	人	人	人	人
	必要保育士数 (~ の合計)	実員数	差引 (-)	
	人	人	人	
平均勤続年数	年			
チーム保育体制の取組内容	(記載例) キャリアを積んだ保育士が、若手保育士とともにチーム保育を実践			
加算見込額	(年間平均利用児童数)	(加算単価)	(月数)	(加算見込額)
	人 ×	円 ×	月 =	円
	(加算見込額の用途) 両方選択可 保育士の増員 職員の賃金改善			
	(具体的な用途内容)(記載例) ・ 必要保育士数しか置いていないため、当該加算を活用して保育士を1名増員 ・ 既に必要保育士数を超過して配置しているため、職員のうち若手保育士の賃金改善に充当 など			
加算額(実績) A	円	実支出額 B	円	
加算額の残額 (A - B)	円	(残額が生じた理由)		
	(残額の用途)(記載例) ・ 年 月に全ての職員に対し、一時金として支給 など			

1 「保育士数」欄の「年齢別配置基準」は、3歳児配置改善加算の適用がある場合には、3歳児の配置を20:1から15:1に置き換えて算定すること。

2 「保育士数」欄について、短時間勤務保育士を充てる場合には常勤換算数を用いること。

9 分園の場合

「保育所分園の設置運営について」(平成10年4月9日児発第302号)に定める「保育所分園設置運営要綱」に該当する分園に適用する。

10 常態的に土曜日に閉所する場合

土曜日に閉所する理由等	
-------------	--

12 主任保育士専任加算

主任保育士の配置	適 否
代替保育士の配置	適 否
事業の実施状況（実施している事業の番号に 印をすること） （複数実施すること）	1 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。） 月初日現在利用児童数 名
	2 一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。） ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。 月初日現在利用児童数 名
	3 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
	4 乳児が3人以上利用している施設（月の初日において乳児が3人以上利用している月から当該要件を満たしているものとする。） 月初日現在利用児童数 名
	5 障害児（軽度障害児を含む。）が1人以上利用している施設（月の初日において障害児が1人以上利用している月から当該要件を満たしているものとする。） 月初日現在利用児童数 名
添付書類	子育て支援活動等の実施状況が分かる資料等

市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

13 療育支援加算

主任保育士専任加算(12)の対象施設	適 否	
主幹教諭等補助者の配置	適 否	
受入障害児 数	特別児童扶養手当支給対象児童	月初日現在 名
	それ以外の対象子ども	月初日現在 名
添付書類	療育支援の取組が分かる資料	

市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

14 事務職員雇上費加算

事務職員 の配置 ¹	適 否
事業の実施状況（実施している事業の番号に 印をすること） （いずれかの事業を実施すること）	1 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。） <div style="text-align: right;">月初日現在利用児童数 名</div>
	2 一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。） ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。 <div style="text-align: right;">月初日現在利用児童数 名</div>
	3 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
	4 乳児が3人以上利用している施設（月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。） <div style="text-align: right;">月初日現在利用児童数 名</div>
	5 障害児（軽度障害児を含む。） ² が1人以上利用している施設（月の初日において障害児が1人以上利用している月から、年度を通じて当該要件を満たしているものとする。） <div style="text-align: right;">月初日現在利用児童数 名</div>
添付書類	事業等の実施状況が分かる資料

1 施設長等の職員が事務職員としての業務を兼務する場合又は業務委託する場合は、その旨を記載する。

2 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

15 処遇改善等加算

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年3月31日内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙様式5～7参照

特段、添付書類は不要。

特段、添付書類は不要。

18 降灰除去費加算

特段、添付書類は不要。

19 入所児童処遇特別加算

職員数 ²	配置基準数	実人員	常勤	人
	人	人	非常勤 ¹	() 人
事業の実施状況（実施している事業の番号に 印をすること） （いずれかの事業を実施すること）	1 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。） <p style="text-align: right;">月初日現在利用児童数 名</p>			
	2 一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。） ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。 <p style="text-align: right;">月初日現在利用児童数 名</p>			
	3 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）			
	4 乳児が3人以上利用している施設（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。） <p style="text-align: right;">月初日現在利用児童数 名</p>			
	5 障害児（軽度障害児を含む。） ³ が1人以上利用している施設（4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。） <p style="text-align: right;">月初日現在利用児童数 名</p>			
「特定就職困難者雇用開発助成金」等の補助の状況（右欄の番号に 印すること。）	1 受けている			
	2 受ける予定			

1 非常勤職員欄の()に加算対象人員を再掲すること。

2 「職員数」欄は、4月1日現在で記入のこと。

3 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

【入所児童処遇特別加算職員】

氏名	年齢	雇用契約期間	年間雇用時間(予定)数	業務内容	備考 ¹
		~	時間		
計					
業務内容 ²					
添付書類	雇用契約書、本加算の効果・必要性等が分かる資料等				

1 身体障害者、知的障害者、精神障害者、母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の別を備考欄に記入すること。（ただし、身体障害者、知的障害者、精神障害者の場合は障害の程度も合わせて記入のこと。）

2 業務内容については、詳細に記入すること。

20 施設機能強化推進費加算

【事業実施計画（実績）及び支出予定（済）額】

事業内容			支出予定（済）額		
実施時期	内容	総事業費	科目	金額	積算内訳
		円	印刷製本費 旅費 光熱水費 消耗品費 賃委託金費	円	
		計		計	
事業の実施状況（実施している事業の番号に印をすること） （複数実施すること）	1 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。） 月初日現在利用児童数 名				
	2 一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。） ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。 月初日現在利用児童数 名				
	3 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）				
	4 乳児が3人以上利用している施設（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。） 月初日現在利用児童数 名				
	5 障害児（軽度障害児を含む。）が1人以上利用している施設（4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。） 月初日現在利用児童数 名				

支出予定(済)額の科目欄には、記載の科目以外に該当するものがあれば、適宜記入すること。
市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

21 小学校接続加算

加算要件	1 小学校との連携・接続の担当に関する業務分掌明確にする。	適	否
該当する適・否にレ印をすること	2 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施している。	適	否
(1～3の要件全てに該当する場合に加算)	3 小学校との接続を見通した教育課程を編成していること。 なお、継続的な協議会の開催等により具体的な平成に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。	適	否
添付書類	上記取組等の実施状況がわかる資料等		

22 栄養管理加算

年間を通じて栄養士を活用している場合に加算対象とする（年度途中で新たに開設した施設については、施設の開設以降、年間を通じて活用（期間が6ヶ月以上となること。）している場合に対象とする。）。

栄養士の配置	適	否
栄養士を活用した継続的指導	適	否
添付書類	嘱託契約（写）又は配置が確認できる書類等	

雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。

23 第三者評価受審加算

第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。

加算要件	1 「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審。	適	否
該当する適・否にレ印をすること	2 第三者機関による評価の受審結果をホームページ等により広く公表。	適	否
(1・2の要件に該当する場合に加算)			
添付書類	第三者評価の受審状況が分かる資料等 (評価者の委嘱や会議の開催等が決定された時点で提出)		

評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表（評価機関からの評価結果の提示が翌年度になるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、事後に受審や結果の公表が行われていることが確認できる資料等を、市町村に提出すること。

(様式：認定こども園)

平成 年度施設型給付費等にかかる加算(調整)【適用申請・実績報告】書

第 平成 年 月 号
日

市町村長 殿

法人名
理事長名 印

平成 年度において、下記のとおり【申請・報告】します。

総括表

平成 年 月初日現在

施設名						
所在地						
利用定員	1号	名	2・3号	名	合計	0 名
利用こども数 (見込)	1号	名	2・3号	名	合計	0 名

申請の有無	加算・調整項目	適用(開始)年月 又は適用年度	備考
基本加算部分			
1	処遇改善等加算		
2	副園長・教頭配置加算		
3	学級編制調整加配加算		
4	3歳児配置改善加算		
5	満3歳児対応加配加算		
6	チーム保育加配加算		
7	通園送迎加算		
8	給食実施加算		
9	外部監査費加算		
10	休日保育加算		
11	夜間保育加算		
12	減価償却費加算		
13	賃借料加算		
加減調整部分			
14	教育標準時間認定子どもの利用定員を設定しない場合		
15	分園の場合		
16	常態的に土曜日に閉所する場合		
17	主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合		

18		年齢別配置基準を下回る場合		
19		配置基準上求められる職員資格を有しない場合		
20		施設長に係る経過措置が適用されている場合		
乗除調整部分				
21		定員を恒常的に超過する場合		
特定加算部分				
22		療育支援加算		
23		事務職員配置加算		
24		指導充実加配加算		
25		事務負担対応加配加算		
26		処遇改善等加算		
27		冷暖房費加算		
28		施設関係者評価加算		
29		除雪費加算		
30		降灰除去費加算		
31		入所児童処遇特別加算		
32		施設機能強化推進費加算		
33		小学校接続加算		
34		栄養管理加算		
35		第三者評価受審加算		

加算・調整項目のうち申請する項目について、「申請の有無」欄に○印を記載すること。

「4. 3歳児配置改善加算」「17. 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合」「21. 定員を恒常的に超過する場合」は1号と2・3号でそれぞれ申請書を作成すること。

個票

1 処遇改善等加算

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年3月31日内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙様式1～4参照

2 副園長・教頭配置加算

加算要件	1 認定こども園法第14条又は学校教育法第27条に規定する副園長又は教頭の職務をつかさどっていること。学級担任など教育・保育への従事状況は問わない。	適	否
該当する適・否にレ印をすること	2 認定こども園法施行規則第14条において準用する第13条又は学校教育法施行規則第23条において準用する第20条から第22条までに該当するものとして発令を受けていること。	適	否
	3 当該施設に常時勤務する者であること。	適	否
(1～4の要件全てに該当する場合に加算)	4 【園長が専任でない施設の場合】 園長が専任でない施設において、幼保連携型認定こども園設備運営基準第5条第3項の表備考第4号に規定する園長が専任でない場合に1名増加して配置する教員又は幼稚園設置基準第5条第3項に規定する教員に該当しないこと。	適	否
添付書類	副園長又は教頭の氏名・年齢等を記載した教頭の履歴書等		

3 学級編制調整加配加算

1号認定子ども及び2号認定子どもに係る利用定員が36人以上300人以下の施設が対象。

添付書類	職員の配置状況が記載された職員体制図等
------	---------------------

4 3歳児配置改善加算

5 満3歳児対応加配加算

6 チーム保育加配加算

添付書類	・常勤換算人数による配置保育教諭等の数が分かる資料（参考様式参照） ・職員の配置状況が記載された職員体制図等
------	---

7 通園送迎加算

添付書類	通園送迎の実施状況等が分かる資料等
------	-------------------

送迎の実施方法（運転手を雇用して実施又は業務委託して実施等）は問わない。

8 給食実施加算

週当たり実施日数	修業期間中の平均的な月当たり実施日数	日 ÷ 4 週 = 週当たり実施日数	(小数点第1位を四捨五入)
添付書類	給食の実施状況等が分かる資料等		

実施日は子ども全員に給食を提供できる体制をとっている日とする（保護者が弁当持参を希望するなどにより給食を利用しない子どもがいる場合も実施日に含む）。

給食の実施方法（業務委託、外部搬入等）は問わない。

9 外部監査費加算

添付書類	外部監査の実施状況等が分かる資料等 (監査実施契約が締結された時点で契約書等を提出)
------	---

外部監査の内容等は、幼稚園に係る私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第14条第3項に規定する公認会計士又は監査法人の監査及びこれに準ずる公認会計士又は監査法人の監査と同等のもの。

10 休日保育加算

加算要件 該当する適・否にレ印をすること (1~4の要件全てに該当する場合に加算)	1 休日等を含めて年間を通じて開所	適	否														
	2 幼保連携型認定こども園にあっては「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」第5条第3項及び附則第5条から第8条、それ以外の認定こども園にあっては「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」第2の一及び附則第3から第7の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育教諭等を配置	適	否														
	(適用開始現在)																
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td>利用子ども数 (見込)</td> <td>保育教諭等の配置状況 (見込)</td> </tr> <tr> <td>乳児</td> <td>名</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>1.2歳児</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>4歳以上児</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>名</td> <td>名</td> </tr> </table>		利用子ども数 (見込)	保育教諭等の配置状況 (見込)	乳児	名	/	1.2歳児	名	3歳児	名	4歳以上児	名	計	名	名	
	利用子ども数 (見込)	保育教諭等の配置状況 (見込)															
乳児	名	/															
1.2歳児	名																
3歳児	名																
4歳以上児	名																
計	名		名														
3 適宜、間食又は給食等を提供	適	否															
4 対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子ども	適	否															

(名)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
前年度延べ利用子ども数 ^{1,2} (実績)													
当該年度延べ利用子ども数 ^{1,2} (見込)													

- 延べ利用子ども数は、1人の子どもが月4日利用した場合は4名と計算すること。
- 休日延べ利用子ども数には、休日等に当該休日保育対象施設を利用する休日保育対象施設以外の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもを含むこと。

添付書類	休日等における職員の配置状況が記載された職員体制図等
------	----------------------------

【実績報告書】

認定を受けた年間延べ利用子ども数 (見込) ¹	年間延べ利用子ども数 (実績) ²	年間実利用児童数 ³		加算実施月数
			うち平日は他の施設・事業所を利用する実利用児童数 ⁴	
人	人	人	人	月

- 認定を受けた年間延べ利用子ども数(見込)を記入すること。延べ利用子ども数は1人の子どもが年に30日利用した場合は30人と計算すること。
- 実際の年間延べ利用子ども数の実績を記入すること。
- 年度中に休日保育を利用した実利用子ども数を記入すること。毎週利用している子どもも、年に1度しか利用しない子どももそれぞれ1人と記入する。
- 3のうち、平日は他の施設・事業所を利用する子どもの数を記入すること。

11 夜間保育加算

加算要件 該当する適・否にレ印をすること (1～5の要件全てに該当する場合に加算)	1	保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果をおさめている。	適	否
	2	保育認定子どもに対して夜間保育のみを行う夜間保育専門(教育標準時間認定子どもを除く。)の施設である。	適	否
	3	施設長は、幼稚園教諭又は保育士の資格を有し、直接子どもの保育に従事することができる者を配置するよう努める。	適	否
	4	仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えている。	適	否
	5	保育認定子どもに係る開所時間は原則11時間とし、おおよそ午後10時までとする。	適	否
添付書類	夜間における保育従事者の配置状況が記載された職員体制図等			

保育所型認定こども園については、「夜間保育所の設置認可等について(平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知)」により設置認可された施設、それ以外の認定こども園については、上記の要件に適合するものとして市町村に認定された夜間保育を実施する施設に加算する。

12 減価償却費加算

加算要件 該当する適・否にレ印をすること (1～4の要件全てに該当する場合に加算)	1	認定こども園の用に供する建物が自己所有である。(施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上である。)	適	否
	2	建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生している。	適	否
	3	建物の設備に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていない。	適	否
	上記「3」に該当しなくても、右欄の要件全てに該当する改修等を行った場合は「3」に該当する。	施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過したものであり、老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合 当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていない	適	否
	1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上である		適	否
添付書類	4 賃借料加算の対象となっていない。 建物を整備・改修又は取得する際の契約書類等(写)			

13 賃借料加算

加算要件 該当する適・否にレ印をすること (1～4の要件全てに該当する場合に加算)	1	認定こども園の用に供する建物が賃貸物件である。(施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上である。)	適	否
	2	認定こども園の用に供する建物に対する賃借料が発生している。	適	否
	3	賃借料の国庫補助を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていない。	適	否
	4	減価償却費加算の対象となっていない。	適	否
添付書類	賃貸契約書等(写)			

14 教育標準時間認定子どもの利用定員を設定しない場合

教育標準時間認定子どもの利用定員を設定しない幼保連携型認定こども園に適用する。

15 分園の場合

「保育所分園の設置運営について」（平成10年4月9日児発第302号）に定める「保育所分園設置運営要綱」に該当する分園に適用する。

16 常態的に土曜日に閉所する場合

土曜日に閉所する理由等	
-------------	--

17 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合

教育標準時間認定（1号）

教育標準時間認定（1号）において、主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施している場合は作成すること。

主幹保育教諭等の配置	適	否	
代替保育教諭等の配置	適	否	
事業の実施状況（実施している事業の番号に 印をすること。） （複数実施すること）			1 幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、市町村の単独事業・自主事業（私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。）等により行う預かり保育を含む。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。） 月初日現在利用園児数 名
			2 一般型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。） 月初日現在利用園児数 名
			3 満3歳児に対する教育・保育の提供（月の初日において満3歳児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。） 月初日現在利用園児数 名
			4 障害児（軽度障害児を含む。）に対する教育・保育の提供（月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。） 月初日現在利用園児数 名
添付資料	上記1～4の事業等の実施状況等が分かる資料等		

市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

保育認定（2・3号）
 保育認定（2・3号）において、主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施している場合は作成すること。

主幹保育教諭等の配置	適 否	
代替保育教諭等の配置	適 否	該当する番号に 印をすること。 1 常勤 2 非常勤
事業の実施状況（実施している事業の番号に 印をすること） （複数実施すること）	1	延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。） 月初日現在利用児童数 名
	2	一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。） ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。 月初日現在利用児童数 名
	3	病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
	4	乳児が3人以上利用している施設（月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。） 月初日現在利用児童数 名
	5	障害児（軽度障害児を含む。）が1人以上利用している施設（月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。） 月初日現在利用児童数 名
添付書類	上記の1～5の事業等の実施状況等が分かる資料等	

市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

18 年齢別配置基準を下回る場合

添付書類	・常勤換算人数による配置保育教諭等の数分かる資料（参考様式参照） ・職員の配置状況が記載された職員体制図等
------	--

19 配置基準上求められる職員資格を有しない場合

基本分単価の保育教諭等の数に含まれる教育・保育従事者のうち、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれも有しない者がいる場合に調整する。

本調整の算定上の「人数」は、上記の必要資格を有しない者の数を2で除して得た数とする。

22 療育支援加算

主幹保育教諭等補助者の配置	適 否	
受入障害児 数	特別児童扶養手当支給対象児童	月初日現在 名
	それ以外の対象子ども	月初日現在 名
添付書類	療育支援の取組が分かる資料	

市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

23 事務職員配置加算

認定こども園全体の利用定員が91人以上の施設が対象

添付書類	職員の配置状況が記載された職員体制図等
------	---------------------

24 指導充実加配加算

利用定員271人以上の施設が対象

添付書類	非常勤講師の配置が分かる資料等
------	-----------------

25 事務負担対応加配加算

利用定員271人以上の施設が対象

事務職員配置加算(23)の対象施設	適 否
添付書類	非常勤事務職員の配置が分かる資料等

26 処遇改善等加算

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年3月31日内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙様式5～7参照

27 冷暖房費加算

特段、添付書類は不要。

28 施設関係者評価加算

<p>加算要件</p> <p>該当する適・否にレ印をすること</p> <p>(1・2の要件に該当する場合に加算)</p>	<p>1 認定こども園法施行規則第24条又は学校教育法施行規則第39条において準用する第67条の規定に準じて、保護者その他の施設の関係者(施設職員を除く。)による評価を実施</p>	<p>適 否</p>
	<p>2 評価の結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表</p>	<p>適 否</p>
<p>添付書類</p>	<p>施設関係者評価の実施状況等が分かる資料 (評価者の委嘱や会議の開催等が決定された時点で提出)</p>	

評価の内容等は、「幼稚園における学校評価ガイドライン」(これに準じて自治体で作成したものを含む。)に準拠し、認定こども園法施行規則第23条又は学校教育法施行規則第39条において準用する第66条の規定により行った自己評価等に関する情報提供、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施するものであること。

評価者の委嘱や会議の開催予定等により、当年度に評価や結果の公表(評価報告書の作成が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。)が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、事後に受審や結果の公表が行われていることが確認できる資料等を市町村に提出すること。

29 除雪費加算

特段、添付書類は不要。

30 降灰除去費加算

特段、添付書類は不要。

31 入所児童処遇特別加算

職員数 ²	配置基準数	実人員	常勤	人
	人	人	非常勤 ¹	()人
事業の実施状況(実施している事業の番号に印をすること) (いずれかの事業を実施すること)	1 延長保育事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。) <p style="text-align: right;">月初日現在利用児童数 名</p>			
	2 一時預かり事業(一般型)(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。) ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。 <p style="text-align: right;">月初日現在利用児童数 名</p>			
	3 病児保育事業(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)			
	4 乳児が3人以上利用している施設(4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。) <p style="text-align: right;">月初日現在利用児童数 名</p>			
	5 障害児(軽度障害児を含む。) ³ が1人以上利用している施設(4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。) <p style="text-align: right;">月初日現在利用児童数 名</p>			
「特定就職困難者雇用開発助成金」等の補助の状況(右欄の番号に印すること。)	1 受けている			
	2 受ける予定			

1 非常勤職員欄の()に加算対象人員を再掲すること。

2 「職員数」欄は、4月1日現在で記入のこと。

3 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

【入所児童処遇特別加算職員】

氏名	年齢	雇用契約期間	年間雇用時間(予定)数	業務内容	備考 ¹
		~	時間		
計					
業務内容 ²					
添付書類	雇用契約書、本加算の効果・必要性等が分かる資料等				

1 身体障害者、知的障害者、精神障害者、母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の別を備考欄に記入すること。(ただし、身体障害者、知的障害者、精神障害者の場合は障害の程度も合わせて記入のこと。)

2 業務内容については、詳細に記入すること。

32 施設機能強化推進費加算

【事業実施計画（実績）及び支出予定（済）額】

事業内容			支出予定（済）額		
実施時期	内容	総事業費	科目	金額	積算内訳
		円	印刷製本費 旅費 ・ ・ 光熱水費 消耗品費 賃委託金費	円	
		計		計	
事業の実施状況（実施している事業の番号に印をすること） （複数実施すること）	1 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。） <p style="text-align: right;">月初日現在利用児童数 名</p>				
	2 幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、市町村の単独事業・自主事業（私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。）等により行う預かり保育を含む。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。） <p style="text-align: right;">月初日現在利用園児数 名</p>				
	3 一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）。 ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。また、私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。 <p style="text-align: right;">月初日現在利用児童数 名</p>				
	4 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）				
	5 満3歳児（教育標準時間認定子どもに限る。）に対する教育・保育の提供（4月から11月までの各月初日を平均して満3歳児が1人以上利用していること。）				
	6 乳児に対する教育・保育の提供（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。） <p style="text-align: right;">月初日現在利用児童数 名</p>				
	7 障害児（軽度障害児を含む。）に対する教育・保育の提供（4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。） <p style="text-align: right;">月初日現在利用園児数 名</p>				

支出予定(済)額の科目欄には、記載の科目以外に該当するものがあれば、適宜記入すること。市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

33 小学校接続加算

加算要件	1 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にしている。	適 否
該当する適・否にレ印をすること	2 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施している。	適 否
(1～3の要件全てに該当する場合に加算)	3 小学校との接続を見通した教育課程を編成していること。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。	適 否
添付書類	上記取組等の実施状況が分かる資料等	

34 栄養管理加算

年間を通じて栄養士を活用している場合に加算対象とする（年度途中で新たに開設した施設については、施設の開設以降、年間を通じて活用（期間が6ヶ月以上となること。）している場合に対象とする。）。

栄養士の配置	適 否
栄養士を活用した継続的指導	適 否
添付書類	嘱託契約（写）又は配置が確認できる書類等

雇用形態を問わず、嘱託する場合や、栄養教諭、学校栄養職員又は調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。

35 第三者評価受審加算

第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。

加算要件	1 「幼稚園における学校評価ガイドライン」又は「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関（又は評価者）による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審。	適 否
該当する適・否にレ印をすること	2 第三者機関等による評価の受審結果をホームページ等により広く公表。	適 否
(1・2の要件に該当する場合に加算)		
添付書類	第三者評価の受審状況が分かる資料等（評価者の委嘱や会議の開催等が決定された時点で提出）	

評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表（評価機関からの評価結果の提示が翌年度になるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、事後に受審や結果の公表が行われていることが確認できる資料等を、市町村に提出すること。

(様式：家庭的保育事業)

平成 年度地域型保育給付費等にかかる加算(調整)【適用申請・実績報告】書

第 平成 年 月 日

市町村長 殿

設置者名 印

平成 年度において、下記のとおり【申請・報告】します。

総括表

平成 年 月初日現在

事業所名	
所在地	
利用定員	名
利用こども数 (見込)	名

	申請の有無	加算・調整項目	適用年月	備考
基本加算部分				
1		処遇改善等加算		
2		資格保有者加算		
3		家庭的保育補助者加算		
4		家庭的保育支援加算		
5		障害児保育加算		
6		減価償却費加算		
7		賃借料加算		
加減調整部分				
8		連携施設を設定していない場合		
9		食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合		
10		常態的に土曜に閉所する場合		
特定加算部分				
11		処遇改善等加算		
12		冷暖房費加算		
13		除雪費加算		
14		降灰除去費加算		
15		施設機能強化推進費加算		
16		栄養管理加算		
17		第三者評価受審加算		

加算・調整項目のうち申請する項目について、「申請の有無」欄に○印を記載

個票

1 処遇改善等加算

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年3月31日内閣府政策統括官（共生社会政

2 資格保有者加算

添付書類	家庭的保育者の有する保育士証、看護師免許証又は准看護師免許証等（写）
------	------------------------------------

3 家庭的保育補助者加算

対象子ども数	名
添付書類	家庭的保育補助者等の配置状況が記載された職員体制図等

非常勤の調理員（食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合の調整の適用を受ける事業所を除く。）とは別途、家庭的保育補助者の配置が必要。

4 家庭的保育支援加算

支援者又は連携施設からの支援	適 否
支援の内容	
添付書類	家庭的保育支援者又は担当者の経歴が確認できるもの等

5 障害児保育加算

【必要補助者数計算表】

利用子ども数 （障害児除く）	名 ÷ 5 =	}（小数点第2位切り捨て）
障害児数	名 ÷ 2 =	
必要補助者数		+（小数点第1位切上げ）
配置補助者数（常勤換算後）		
添付書類	家庭的保育補助者等の配置状況が記載された職員体制図等	

市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

6 減価償却費加算

加算要件 該当する適・否にレ印をすること (1～4の要件全てに該当する場合に加算)	1 家庭的保育事業の用に供する建物が自己所有である。(事業所の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること)	適	否	
	2 建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生している。	適	否	
	3 建物の整備・改修に当たって、改修費等の国庫補助金の交付を受けていない。	適	否	
	上記「3」に該当しなくても、右欄の要件全てに該当する改修等を行った場合は「3」に該当する。	改修費等の国庫補助の交付を受けて建設・改修した建物について、整備後一定年数が経過したものであり、 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合		適 否
		当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていない 1 事業所当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上である		適 否
	4 賃借料加算の対象となっていない。	適	否	
添付書類	建物を整備・改修又は取得する際の契約書類等(写)			

7 賃借料加算

加算要件 該当する適・否にレ印をすること (1～4の要件全てに該当する場合に加算)	1 家庭的保育事業の用に供する建物が賃貸物件である。(事業所の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上である。)	適	否
	2 家庭的保育事業の用に供する建物に対する賃借料が発生している。	適	否
	3 賃借料の国庫補助を受けた事業所については、当該補助に係る残額が生じていない。	適	否
	4 減価償却費加算の対象となっていない。	適	否
添付書類	賃貸契約書等(写)		

8 連携施設を設定していない場合
 連携施設を設定していない事業所に適用

連携施設	有 (施設名)		
	該当する適・否にレ印をすること		
	1 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援。	適	否
	2 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供。	適	否
	3 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供。	適	否
	無		

9 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合

食事の 提供方法	自園調理
	連携施設等からの搬入 (搬入施設)
	その他 (提供方法)

10 常態的に土曜日に閉所する場合

土曜日に閉所 する理由等	
-----------------	--

11 処遇改善等加算

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平成27年3月31日内閣府政策統括官(共生社会政

12 冷暖房費加算

特段、添付書類は不要。

13 除雪費加算

特段、添付書類は不要。

14 降灰除去費加算

特段、添付書類は不要。

15 施設機能強化推進費加算

事業実施計画（実績）及び支出予定（済）額

事業内容			支出予定（済）額		
実施時期	内容	総事業費	科目	金額	積算内訳
		円	印刷製本費 旅費 光熱水費 消耗品費 賃委託金費	円	
		計		計	
事業の実施状況（実施している事業の番号に印をすること） （複数実施すること）	1 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）				
	2 一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。））。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。） ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。 月初日現在利用児童数 名				
	3 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）				
	4 乳児が3人以上利用している施設（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。） 月初日現在利用児童数 名				
	5 障害児（軽度障害児を含む。）が1人以上利用している施設（4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。） 月初日現在利用児童数 名				

支出予定(済)額の科目欄には、記載の科目以外に該当するものがあれば、適宜記入すること。市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

16 栄養管理加算

年間を通じて栄養士を活用している場合に加算対象とする（年度途中で新たに開設した施設については、施設の開設以降、年間を通じて活用（期間が6ヶ月以上となること。）している場合に対象とする。）。

栄養士の配置	適 否
栄養士を活用した継続的指導	適 否
添付書類	嘱託契約（写）又は配置が確認できる書類等

雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。

17 第三者評価受審加算

第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。

<p>加算要件</p> <p>該当する適・否にレ印をすること</p> <p>(1・2の要件に該当する場合に加算)</p>	<p>1 「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審。</p>	<p>適 否</p>
	<p>2 第三者機関による評価の受審結果をホームページ等により広く公表。</p>	<p>適 否</p>
<p>添付書類</p>	<p>第三者評価の受審状況が分かる資料等 (評価者の委嘱や会議の開催等が決定された時点で提出)</p>	

評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表（評価機関からの評価結果の提示が翌年度になるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、事後に受審や結果の公表が行われていることが確認できる資料等を、市町村に提出すること。

(様式：小規模保育事業A型・B型)

平成 年度地域型保育給付費等にかかる加算(調整)【適用申請・実績報告】書

第 平成 年 月 日
号

市町村長 殿

設置者名

印

平成 年度において、下記のとおり【申請・報告】します。

総括表

平成 年 月初日現在

事業所名	
所在地	
利用定員	名
利用こども数 (見込)	名

申請の有無	加算・調整項目	適用年月 又は適用年度	備考
基本加算部分			
1	処遇改善等加算		
2	管理者設置加算		
3	保育士比率向上加算 小規模保育事業B型のみ		
4	障害児保育加算		
5	休日保育加算		
6	夜間保育加算		
7	減価償却費加算		
8	賃借料加算		
加減調整部分			
9	連携施設を設定しない場合		
10	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合		
11	常態的に土曜日に閉所する場合		
乗除調整部分			
12	定員を恒常的に超過する場合		

特定加算部分				
13		処遇改善等加算		
14		冷暖房費加算		
15		除雪費加算		
16		降灰除去費加算		
17		施設機能強化推進費加算		
18		栄養管理加算		
19		第三者評価受審加算		

加算・調整項目のうち申請する項目について、「申請の有無」欄に○印を記載すること。

個票

1 処遇改善等加算

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年3月31日内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙様式1～4参照

2 管理者設置加算

加算要件	従事経験等	児童福祉事業等の従事経験2年以上 ¹
		上記と同等以上の能力を有すると認められる者（公的機関等の実施する所長研修等を受講した者等）
	専従・非専従	専従 ²
		非専従（兼務の状況） ³
給付費からの 給与支出	有	
	無	
管理者就任年月日		
添付書類	管理者の履歴書等	

1 児童福祉事業等に従事した者の例示

児童福祉施設、幼稚園・小学校等における教諭、市町村長等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局、民生委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設等。

2 常時実際にその施設の運営管理の業務に専従していること。

3 2以上の施設若しくは他の事業と兼務し、所長として職務を行っていない者は加算は適用しない。

3 保育士比率向上加算 小規模保育事業B型基準が適用される事業所のみ

【必要保育士数計算表】

1・2歳児利用子ども数	名 ÷ 6 =	} (小数点以下四捨五入)
乳児利用子ども数	名 ÷ 3 =	
1人加配		} (+ +) × 3/4 (小数点以下四捨五入)
必要従事者数		
必要保育士数		
配置従事者数（常勤換算後）		
添付書類	保育従事者の配置状況が記載された職員体制図等	

保育士資格を有する者の占める割合が3/4以上となる事業所に加算。

4 障害児保育加算

【必要従事者数計算表】

1・2歳児利用子ども数 (障害児除く)	名 ÷ 6 =	} (小数点第2位以下切り捨て)
乳児利用子ども数 (障害児除く)	名 ÷ 3 =	
障害児数	名 ÷ 2 =	
	1	
必要従事者数		+ + + (小数点以下四捨五入)
配置従事者数(常勤換算後)		
添付書類	保育従事者の配置状況が記載された職員体制図等	

市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

5 休日保育加算

加算要件 該当する適・否にレ印をすること	1 休日等を含めて年間を通じて開所	適	否										
	2 家庭的保育事業等設備運営基準第29条第2項及び第3項並びに附則第6条から第9条(A型)又は第31条第2項(B型)の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育従事者を配置	適	否										
	(適用開始現在)												
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>利用子ども数 (見込)</td> <td>保育従事者の配置状況 (見込)</td> </tr> <tr> <td>乳児</td> <td>名</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>1.2歳児</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>名</td> <td>名</td> </tr> </table>		利用子ども数 (見込)	保育従事者の配置状況 (見込)	乳児	名	/	1.2歳児	名	計	名	名	
	利用子ども数 (見込)	保育従事者の配置状況 (見込)											
乳児	名	/											
1.2歳児	名												
計	名		名										
3 適宜、間食又は給食等を提供	適	否											
4 対象となる子どもは、原則、休日等に状態的に保育を必要とする保育	適	否											

(名)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
前年度延べ利用子ども数 (実績) ^{1,2}													
当該年度延べ利用子ども数 (見込) ^{1,2}													

- 1 延べ利用子ども数は、1人の子どもが月4日利用した場合は4名と計算すること。
- 2 対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもであること。
- 3 利用子ども数には、当該休日保育対象施設以外の特定保育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもを含むこと。

添付書類	休日等における保育従事者の配置状況が記載された職員体制図等
------	-------------------------------

【実績報告書】

認定を受けた年間延べ利用子ども数 (見込) ¹	年間延べ利用子ども数 (実績) ²	年間実利用児童数 ³		加算実施月数
			うち平日は他の施設・事業所を利用する実利用児童数 ⁴	
人	人	人	人	月

- 1 認定を受けた年間延べ利用子ども数(見込)を記入すること。延べ利用子ども数は1人の子どもが年に30日利用した場合は30人と計算すること。
- 2 実際の年間延べ利用子ども数の実績を記入すること。
- 3 年度中に休日保育を利用した実利用子ども数を記入すること。毎週利用している子どもも、年に1度しか利用しない子どももそれぞれ1人と記入する。
- 4 3のうち、平日は他の施設・事業所を利用する子どもの数を記入すること

6 夜間保育加算

加算要件 該当する適・否にレ印をすること (1～5の要件全てに該当する場合に加算)	1	保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果をおさめている。	適	否
	2	夜間保育のみを行う夜間保育専門の事業所である。	適	否
	3	管理者は保育士の資格を有し、直接子どもの保育に従事することができる者を配置するよう努める。	適	否
	4	仮眠のための設備及びその他の夜間保育のために必要な設備、備品を備えている。	適	否
	5	開所時間は原則11時間とし、おおよそ午後10時までとする。	適	否
添付書類	夜間における保育従事者の配置状況が記載された職員体制図等 別途、市町村から夜間保育を実施する事業所として認定を受けること。			

7 減価償却費加算

加算要件 該当する適・否にレ印をすること (1～4の要件全てに該当する場合に加算)	1	小規模保育事業の用に供する建物が自己所有である。(事業所の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること。)	適	否
	2	建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生している。	適	否
	3	建物の整備・改修に当たって、改修費等の国庫補助金の交付を受けていない。	適	否
	上記「3」に該当しなくても、右欄の要件全てに該当する改修等を行った場合は「3」に該当する。	改修費等の国庫補助の交付を受けて建設・改修した建物について、整備後一定年数が経過したものであり、 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合 当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていない 1事業所当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上である	適	否
	4	賃借料加算の対象となっていない。	適	否
添付書類	建物を整備又は取得する際の契約書類等(写)			

8 賃借料加算

加算要件 該当する適・否にレ印をすること (1～4の要件全てに該当する場合に加算)	1	小規模保育事業の用に供する建物が賃貸物件である。(事業所の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること。)	適	否
	2	小規模保育事業の用に供する建物に対する賃借料が発生している。	適	否
	3	賃借料の国庫補助を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていない。	適	否
	4	減価償却費加算の対象となっていない。	適	否
添付書類	賃貸契約書等(写)			

9 連携施設を設定しない場合

家庭的保育事業等設備運営基準第6条に定める連携施設を設定しない事業所に適用

連携施設	有 (施設名)	
	該当する適・否にレ印をすること	
	1 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援。	適 否
	2 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供。	適 否
3 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供。	適 否	
	無	
連携施設	有 (施設名)	
	無	

10 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合

食事の提供方法	自園調理
	連携施設等からの搬入 (搬入施設)
	その他 (提供方法)

本調整は、食事の提供に当たり、事業所において調理する方法又は家庭的保育事業等設備運営基準第16条第2項に定める搬入施設から搬入する方法以外の方法による事業所に適用する。

11 常態的に土曜日に閉所する場合

土曜日に閉所する理由等	
-------------	--

小規模保育事業については、原則として、土曜日を含む週6日間の開所が求められる事業であることから、土曜日に係る保育の利用希望があるにもかかわらず閉所する等の場合は、本調整の適用と併せて、市町村の指導が行われる場合がある。

12 定員を恒常的に超過する場合

平成 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	年平均在所率
月初日在籍子ども数														%
月初日利用定員														
平成 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	年平均在所率
月初日在籍子ども数														%
月初日利用定員														
平成 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	年平均在所率
月初日在籍子ども数														%
月初日利用定員														
平成 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	年平均在所率
月初日在籍子ども数														%
月初日利用定員														
平成 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	年平均在所率
月初日在籍子ども数														%
月初日利用定員														

13 処遇改善等加算

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年3月31日内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙様式5～7参照

14 冷暖房費加算

特段、添付書類は不要。

15 除雪費加算

特段、添付書類は不要。

16 降灰除去費加算

特段、添付書類は不要。

17 施設機能強化推進費加算

事業実施計画（実績）及び支出予定（済）額

事業内容			支出予定（済）額		
実施時期	内容	総事業費	科目	金額	積算内訳
		円	印刷製本費 旅費 光熱水費 消耗品費 賃委託金費	円	
		計		計	
事業の実施状況（実施している事業の番号に印をすること） （複数実施すること）	1	延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。） 月初日現在利用児童数 名			
	2	一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）。ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。 月初日現在利用児童数 名			
	3	病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）			
	4	乳児が3人以上利用している施設（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。） 月初日現在利用児童数 名			
	5	障害児（軽度障害児を含む。）が1人以上利用している施設（4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。） 月初日現在利用児童数 名			

支出予定(済)額の科目欄には、記載の科目以外に該当するものがあれば、適宜記入すること。

市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

18 栄養管理加算

年間を通じて栄養士を活用している場合に加算対象とする（年度途中で新たに開設した施設については、施設の開設以降、年間を通じて活用（期間が6ヶ月以上となること。）している場合に対象とする。）。

栄養士の配置	適 否
栄養士を活用した継続的指導	適 否
添付書類	嘱託契約（写）又は配置が確認できる書類等

雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。

19 第三者評価受審加算

第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。

加算要件 該当する適・否にレ印をすること (1・2の要件に該当する場合に加算)	1 「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審。	適 否
	2 第三者機関による評価の受審結果をホームページ等により広く公表。	適 否
添付書類	第三者評価の受審状況が分かる資料等 (評価者の委嘱や会議の開催等が決定された時点で提出)	

評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表（評価機関からの評価結果の提示が翌年度になるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、事後に受審や結果の公表が行われていることが確認できる資料等を、市町村に提出すること。

(様式：小規模保育事業C型)

平成 年度地域型保育給付費等にかかる加算(調整)【適用申請・実績報告】書

第 平成 年 月 号 日

市町村長 殿

設置者名 印

平成 年度において、下記のとおり【申請・報告】します。

総括表

平成 年 月初日現在

事業所名	
所在地	
利用定員	名
利用こども数 (見込)	名

申請の有無	加算・調整項目	適用年月 又は適用年度	備考
基本加算部分			
1	処遇改善等加算 (「処遇改善等加算通知」別紙様式1~3参照)		
2	管理者設置加算		
3	資格保有者加算		
4	障害児保育加算		
5	減価償却費加算		
6	賃借料加算		
加減調整部分			
7	連携施設を設定しない場合		
8	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合		
9	常態的に土曜日に閉所する場合		
乗除調整部分			
10	定員を恒常的に超過する場合		
特定加算部分			
11	処遇改善等加算		
12	冷暖房費加算		
13	除雪費加算		
14	降灰除去費加算		
15	施設機能強化推進費加算		
16	栄養管理加算		
17	第三者評価受審加算		

加算・調整項目のうち申請する項目について、「申請の有無」欄に○印を記載すること。

個票

1 処遇改善等加算

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年3月31日内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙様式1～4参照

2 管理者設置加算

加算要件 該当するに レ印をすること	従事経験等	児童福祉事業等の従事経験2年以上 ¹
		上記と同等以上の能力を有すると認められる者（公的機関等の実施する所長研修等を受講した者等）
	専従・非専従	専従 ²
		非専従（兼務の状況） ³
給付費からの 給与支出	有	
	無	
管理者就任年月日		
添付書類	管理者の履歴書等	

1 児童福祉事業等に従事した者の例示

児童福祉施設、幼稚園・小学校等における教諭、市町村長等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設等。

2 常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従していること。

3 2以上の事業所若しくは他の事業と兼務し、管理者として職務を行っていない者は加算は適用しない。

3 資格保有者加算

添付書類	家庭的保育者の有する保育士証、看護師免許証又は准看護師免許証等（写） 保育士資格、看護師免許又は准看護師免許を有する家庭的保育者を配置する事業所に加算。
------	---

4 障害児保育加算

【必要補助者数計算表】

利用子ども数 (障害児除く)	名 ÷ 5 =	}	(小数点第2位切り捨て)
障害児数	名 ÷ 2 =		
必要補助者数			+ (小数点第1位切上げ)
配置補助者数 (常勤換算後)			
添付書類	各グループの利用子ども数(見込み)及び家庭的保育補助者等の配置状況が記載された職員体制図等		

市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

5 減価償却費加算

加算要件 該当する適・否にレ印をすること (1~4の要件全てに該当する場合に加算)	1 小規模保育事業の用に供する建物が自己所有である。(事業所の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上である。)	適	否	
	2 建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生している。	適	否	
	3 建物の整備・改修に当たって、改修費等の国庫補助金の交付を受けていない。	適	否	
	上記「3」に該当しなくても、右欄の要件全てに該当する改修等を行った場合は「3」に該当する。	改修費等の国庫補助の交付を受けて建設・改修した建物について、整備後一定年数が経過したものであり、 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合 当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていない 1事業所当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上である	適	否
	4 賃借料加算の対象となっていない。	適	否	
添付書類	建物を整備・改修又は取得する際の契約書類等(写)			

6 賃借料加算

加算要件 該当する適・否にレ印をすること (1~4の要件全てに該当する場合に加算)	1 小規模保育事業の用に供する建物が賃貸物件である。(事業所の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上である。)	適	否
	2 上記の賃貸物件に対する賃借料が発生している。	適	否
	3 賃借料の国庫補助を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていない。	適	否
	4 減価償却費加算の対象となっていない。	適	否
添付書類	賃貸契約書等(写)		

7 連携施設を設定しない場合
連携施設を設定しない事業所に適用

連携施設	有(施設名)		
	該当する適・否にレ印をすること		
	1 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援。	適	否
	2 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供。	適	否
	3 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供。	適	否
無			

8 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合

食事の提供方法	自園調理
	連携施設等からの搬入 (搬入施設)
	その他 (提供方法)

本調整は、食事の提供に当たり、事業所において調理する方法又は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第16条第2項に定める搬入施設から搬入する方法以外の方法による事業所に適用する。

9 常態的に土曜日に閉所する場合

土曜日に閉所する理由等	
-------------	--

小規模保育事業については、原則として、土曜日を含む週6日間の開所が求められる事業であることから、土曜日に係る保育の利用希望があるにもかかわらず閉所する等の場合は、本調整の適用と併せて、市町村の指導が行われる場合がある。

10 定員を恒常的に超過する場合

平成 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	年平均在所率
月初日在籍子ども数														%
月初日利用定員														
平成 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	年平均在所率
月初日在籍子ども数														%
月初日利用定員														
平成 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	年平均在所率
月初日在籍子ども数														%
月初日利用定員														
平成 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	年平均在所率
月初日在籍子ども数														%
月初日利用定員														
平成 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	年平均在所率
月初日在籍子ども数														%
月初日利用定員														

11 処遇改善等加算

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平成27年3月31日内閣府政策統括官(共生社会政策担当)・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別紙様式5~7参照

12 冷暖房費加算

特段、添付書類は不要。

13 除雪費加算

特段、添付書類は不要。

14 降灰除去費加算
特段、添付書類は不要。

15 施設機能強化推進費加算

事業実施計画（実績）及び支出予定（済）額

事業内容			支出予定（済）額		
実施時期	内容	総事業費	科目	金額	積算内訳
		円	印刷製本費 旅費 光熱水費 消耗品費 賃委託金費	円	
		計		計	
事業の実施状況（実施している事業の番号に印をすること） (複数実施すること)	1	延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものとして取り扱う。） 月初日現在利用児童数 名			
	2	一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものとして取り扱う。）。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものとして取り扱う。） ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。 月初日現在利用児童数 名			
	3	病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）			
	4	乳児が3人以上利用している施設（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。） 月初日現在利用児童数 名			
	5	障害児（軽度障害児を含む。）が1人以上利用している施設（4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。） 月初日現在利用児童数 名			

支出予定(済)額の科目欄には、記載の科目以外に該当するものがあれば、適宜記入すること。
市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

16 栄養管理加算

年間を通じて栄養士を活用している場合に加算対象とする。（年度途中で新たに開設した施設については、施設の開設以降、年間を通じて活用（期間が6カ月以上となること。）している場合に対象とする。）

栄養士の配置	適 否
栄養士を活用した継続的指導	適 否
添付書類	嘱託契約（写）又は配置が確認できる書類等

雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。

17 第三者評価受審加算

第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。

加算要件 該当する適・否にレ印をすること (1・2の要件に該当する場合に加算)	1 「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審。	適 否
	2 第三者機関による評価の受審結果をホームページ等により広く公表。	適 否
添付書類	第三者評価の受審状況が分かる資料等 (評価者の委嘱や会議の開催等が決定された時点で提出)	

評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表（評価機関からの評価結果の提示が翌年度になるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、事後に受審や結果の公表が行われていることが確認できる資料等を、市町村に提出すること。

(様式：事業所内保育事業)

平成 年度地域型保育給付費等にかかる加算(調整)【適用申請・実績報告】書

第 平成 年 月 号 日

市町村長 殿

設置者名 印

平成 年度において、下記のとおり【申請・報告】します。

総括表

平成 年 月初日現在

事業所名	
所在地	
利用定員	名
利用こども数 (見込)	名

申請の有無	加算・調整項目	適用年月 又は適用年度	備考
基本加算部分			
1	処遇改善等加算		
2	管理者設置加算		
3	保育士比率向上加算 小規模保育事業B型基準が適用される事業所のみ		
4	障害児保育加算		
5	休日保育加算		
6	夜間保育加算		
7	減価償却費加算		
8	賃借料加算		
加減調整部分			
9	連携施設を設定しない場合		
10	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合		
11	常態的に土曜日に閉所する場合		
乗除調整部分			
12	定員を恒常的に超過する場合		

特定加算部分			
13		処遇改善等加算	
14		冷暖房費加算	
15		除雪費加算	
16		降灰除去費加算	
17		施設機能強化推進費加算	
18		栄養管理加算	
19		第三者評価受審加算	

加算・調整項目のうち申請する項目について、「申請の有無」欄に○印を記載すること。

個票

1 処遇改善等加算

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年3月31日内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙様式1～34参照

2 管理者設置加算

加算要件	従事経験等	児童福祉事業等の従事経験2年以上 ¹
		上記と同等以上の能力を有すると認められる者（公的機関等の実施する所長研修等を受講した者等）
	専従・非専従	専従 ²
		非専従（兼務の状況） ³
	給付費からの 給与支出	有
無		
管理者就任年月日		
添付書類	管理者の履歴書等	

1 児童福祉事業等に従事した者の例示

児童福祉施設、幼稚園・小学校等における教諭、市町村長等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設等。

2 常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従していること。

3 2以上の事業所若しくは他の事業と兼務し、管理者として職務を行っていない者は加算は適用しない。

3 保育士比率向上加算 小規模保育事業B型基準が適用される事業所のみ

【必要保育士数計算表】

1・2歳児利用子ども数	名 ÷ 6 =	} (小数点以下四捨五入)
乳児利用子ども数	名 ÷ 3 =	
1人加配		} (+ +) × 3/4 (小数点以下四捨五入)
必要従事者数		
必要保育士数		
配置従事者数（常勤換算後）		
添付書類	保育従事者の配置状況が記載された職員体制図等	

保育士資格を有する者の占める割合が3/4以上となる事業所に加算。

4 障害児保育加算

【必要従事者数計算表】

1・2歳児利用子ども数 (障害児除く)	名 ÷ 6 =	}	(小数点第2位切り捨て)
乳児利用子ども数 (障害児除く)	名 ÷ 3 =		
障害児()数	名 ÷ 2 =		
利用定員19人以下の場合	1名		
必要従事者数—			+ + + (小数点以下四捨五入)
配置従事者数(常勤換算後)			
添付書類	保育従事者の配置状況が記載された職員体制図等		

市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認して差し支えない。

5 休日保育加算

加算要件 該当する適・否にレ印をすること	1 休日等を含めて年間を通じて開所	適	否										
	2 家庭的保育事業等設備運営基準第29条第2項並びに附則第6条から第9条(A型)又は第31条第2項(B型)の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育従事者を配置	適	否										
	(適用開始現在)												
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td>利用子ども数 (見込)</td> <td>保育従事者の配置状況 (見込)</td> </tr> <tr> <td>乳児</td> <td>名</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>1.2歳児</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>名</td> <td>名</td> </tr> </table>		利用子ども数 (見込)	保育従事者の配置状況 (見込)	乳児	名	/	1.2歳児	名	計	名	名	
	利用子ども数 (見込)	保育従事者の配置状況 (見込)											
乳児	名	/											
1.2歳児	名												
計	名		名										
3 適宜、間食又は給食等を提供	適	否											
4 対象となる子どもは、原則、休日等に状态的に保育を必要とする保育認定子ども	適	否											

(名)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
前年度延べ利用子ども数 ^{1, 2, 3} (実績)													
当該年度延べ利用子ども数 ^{1, 2, 3} (見込)													

- 延べ利用子ども数は、1人の子どもが月4日利用した場合は4名と計算すること。
- 対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもであること。
- 利用子ども数には、当該休日保育対象施設以外の特定保育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもを含むこと。

添付書類	休日等における保育従事者の配置状況が記載された職員体制図等
------	-------------------------------

【実績報告書】

認定を受けた年間延べ利用子ども数(見込) ¹	年間延べ利用子ども数(実績) ²	年間実利用児童数 ³	加算実施月数
人	人	人	人
			月

- 認定を受けた年間延べ利用子ども数(見込)を記入すること。延べ利用子ども数は1人の子どもが年に30日利用した場合は30人と計算すること。
- 実際の年間延べ利用子ども数の実績を記入すること。
- 年度中に休日保育を利用した実利用子ども数を記入すること。毎週利用している子どもも、年に1度しか利用しない子どももそれぞれ1人と記入する。
- 3のうち、平日は他の施設・事業所を利用する子どもの数を記入すること

6 夜間保育加算

加算要件 該当する適・否にレ印をすること (1～5の要件全てに該当する場合に加算)	1	保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果をおさめている。	適	否
	2	夜間保育のみを行う夜間保育専門の事業所である。	適	否
	3	管理者は保育士の資格を有し、直接子どもの保育に従事することができる者を配置するよう努める。	適	否
	4	仮眠のための設備及びその他の夜間保育のために必要な設備、備品を備えている。	適	否
	5	開所時間は原則11時間とし、おおよそ午後10時までとする。	適	否
添付書類	夜間における保育従事者の配置状況が記載された職員体制図等 別途、市町村から夜間保育を実施する事業所として認定を受けること。			

7 減価償却費加算

加算要件 該当する適・否にレ印をすること (1～4の要件全てに該当する場合に加算)	1	小規模保育事業の用に供する建物が自己所有である。(事業所の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること。)	適	否
	2	建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生している。	適	否
	3	建物の整備・改修に当たって、改修費等の国庫補助金の交付を受けていない。	適	否
	上記「3」に該当しなくても、右欄の要件全てに該当する改修等を行った場合は「3」に該当する。	改修費等の国庫補助の交付を受けて建設・改修した建物について、整備後一定年数が経過したものであり、 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合	適	否
		当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていない 1事業所当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上である	適	否
4	賃借料加算の対象となっていない。	適	否	
添付書類	建物を整備・改修又は取得する際の契約書類等(写)			

8 賃借料加算

加算要件 該当する適・否にレ印をすること (1～3の要件全てに該当する場合に加算)	1	事業所内保育事業の用に供する建物が賃貸物件である。(事業所の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上である。)	適	否
	2	事業所内保育事業の用に供する建物に対する賃借料が発生している。	適	否
	3	減価償却費加算の対象となっていない。	適	否
添付書類	賃貸契約書等(写)			

9 連携施設を設定しない場合
 連携施設を設定しない事業所に適用

連携施設	有 (施設名)		
	該当する適・否にレ印をすること		
	1	利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援。	適 否
	2	必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供。	適 否
3	当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供。	適 否	
	無		

10 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合

食事の 提供方法	自園調理	
	家庭的保育事業等設備運営基準第16条第2項に定める搬入施設(連携施設等)からの搬入 (搬入施設)	
	その他 (提供方法)	

11 常態的に土曜日に閉所する場合

土曜日に閉所 する理由等	
-----------------	--

事業所内保育事業については、原則として、土曜日を含む週6日間の開所が求められる事業であることから、土曜日に係る保育の利用希望があるにもかかわらず閉所する等の場合は、本調整の適用と併せて、市町村の指導が行われる場合がある。

12 定員を恒常的に超過する場合

平成 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	年平均在所率
月初日在籍子ども数														%
月初日利用定員														
平成 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	年平均在所率
月初日在籍子ども数														%
月初日利用定員														
平成 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	年平均在所率
月初日在籍子ども数														%
月初日利用定員														
平成 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	年平均在所率
月初日在籍子ども数														%
月初日利用定員														

13 処遇改善等加算

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年3月31日内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙様式5～7参照

14 冷暖房費加算
特段、添付書類は不要。

15 除雪費加算
特段、添付書類は不要。

16 降灰除去費加算
特段、添付書類は不要。

17 施設機能強化推進費加算

【事業実施計画（実績）及び支出予定（済）額】

事業内容			支出予定（済）額		
実施時期	内容	総事業費	科目	金額	積算内訳
		円	印刷製本費 旅費 ・ 光熱水費 消耗品費 賃委託金費	円	
		計		計	
事業の実施状況 （実施している 事業の番号に 印をすること） （複数実施する こと）	1	延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。） 月初日現在利用児童数 名			
	2	一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。） ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。 月初日現在利用児童数 名			
	3	病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）			
	4	乳児が3人以上利用している施設（月の初日において乳児が3人以上利用している月から当該要件を満たしているものとする。） 月初日現在利用児童数 名			
	5	障害児（軽度障害児を含む。）が1人以上利用している施設（月の初日において障害児が1人以上利用している月から当該要件を満たしているものとする。） 月初日現在利用児童数 名			

支出予定(済)額の科目欄には、記載の科目以外に該当するものがあれば、適宜記入すること。

市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認して差し支えない。

18 栄養管理加算

年間を通じて栄養士を活用している場合に加算対象とする。（年度途中で新たに開設した施設については、施設の開設以降、年間を通じて活用（期間が6ヶ月以上となること。）している場合に対象とする。）

栄養士の配置	適 否
栄養士を活用した継続的指導	適 否
添付書類	嘱託契約（写）又は配置が確認できる書類等

雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。

19 第三者評価受審加算

第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。

加算要件 該当する適・否にレ印をすること (1・2の要件に該当する場合に加算)	1 「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審。	適 否
	2 第三者機関による評価の受審結果をホームページ等により広く公表。	適 否
添付書類	第三者評価の受審状況が分かる資料等 (評価者の委嘱や会議の開催等が決定された時点で提出)	

評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表（評価機関からの評価結果の提示が翌年度になるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、事後に受審や結果の公表が行われていることが確認できる資料等を、市町村に提出すること。

(様式：居宅訪問型保育事業)

平成 年度地域型保育給付費等にかかる加算(調整)適用申請書

第 平成 年 月 号 日

市町村長 殿

設置者名 印

平成 年度において、下記の加算、調整の適用をされたく申請します。

総括表

平成 年 月初日現在

事業所名	
所在地	
利用こども数 (見込)	名

申請の有無	加算・調整項目	適用年月 又は適用年度	備考
基本加算部分			
1	処遇改善等加算		
2	資格保有者加算		
3	休日保育加算		
4	夜間保育加算		
5	連携施設加算		
加減調整部分			
6	常態的に土曜日に行わない場合		
特定加算部分			
7	処遇改善等加算		
8	第三者評価受審加算		

加算・調整項目のうち申請する項目について、「申請の有無」欄に○印を記載すること。

個票

1 処遇改善等加算

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年3月31日内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙様式1～34参照

2 資格保有者加算

加算要件	保有する資格	保育士
	該当する資格にレ印する	看護師
		准看護師
添付書類	家庭的保育者の有する保育士証、看護師免許又は准看護師免許の写し等	

利用子どもに対して複数の家庭的保育者が保育を行う場合は、当該利用子どもを主に保育する家庭的保育者の資格の保有状況によること。

3 休日保育加算

(名)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
各月における休日等の日数の合計 a													
各月の利用日数の合計(見込) b													
各月の利用率 a / b													

各月における休日等の日数の合計に対して、概ね 3 / 4 以上の利用が見込まれること。

添付書類	
------	--

4 夜間保育加算

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
概ね午後10時から午前5時の間に利用する日数 a													
各月の利用日数(見込) b													
各月の利用率 a / b													

概ね午後10時から午前5時の間に利用する日数が、各月における利用日数の合計に対して、概ね3/4以上見込まれること。

添付書類	
------	--

5 連携施設加算

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条に定める連携施設又は同第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合に同第40条に定める居宅訪問型保育連携施設であること

連携施設	有（施設名）		
	運営基準第6条の連携施設	該当する適・否にレ印をすること	
	1	利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援。	適 否
	2	必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供。	適 否
	3	当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供。	適 否
	無		
		居宅訪問型保育連携施設を設定している	
加算額の算定		障害・疾病のある子どもを保育する場合	
		上記以外の場合	
添付書類		連携施設の設定状況がわかる書類	

6 常態的に土曜日に行わない場合

土曜日に行わない理由等	
-------------	--

土曜日に限らず、保育の提供が週6日未満となる事業者を含む。

7 処遇改善等加算

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年3月31日内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙様式5～7参照

8 第三者評価受審加算

第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年間は再度の加算適用はできないこと。

加算要件 該当する適・否にレ印をすること (1・2の要件に該当する場合に加算)	1	「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審。	適 否
	2	第三者機関による評価の受審結果をホームページ等により広く公表。	適 否
添付書類		第三者評価の受審状況が分かる資料等 (評価者の委嘱や会議の開催等が決定された時点で提出)	

評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表（評価機関からの評価結果の提示が翌年度になるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、事後に受審や結果の公表が行われていることが確認できる資料等を、市町村に提出すること。なお、当該加算については、1事業所につき1件までを限度とする。